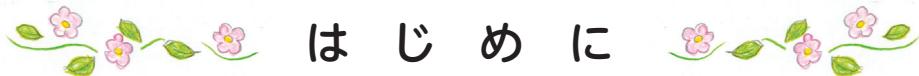


犯罪の被害にあった
子ども・きょうだいのための

サポートブック





はじめに

本人・家族が犯罪被害にあった子ども・きょうだいをサポートするみなさまへ

犯罪被害にあった子どもたちは、自ら声を上げることが困難です。そのため周囲の人には、問題が見えにくくなりがちです。きょうだいも同様に、心身に様々な影響を受けています。それらの声なき声に気づき、適切なサポートをするために、国も施策を推し進めています。

このブックレットは犯罪被害にあった子どもだけではなく、そのきょうだいにも支援を届けたいという想いでつくりました。

作成にあたり、ワーキンググループでは、犯罪被害にあった子どものきょうだいや保護者の体験を聞く機会をもちました。保護者は、事実を知られた瞬間から「どうすればいいのかわからない」大きな不安の中で必死に頑張ってこられた経験を話されました。きょうだいからは、同級生が変わらずに接してくれて嬉しかった体験や、一方で事件についての情報提供や話す機会がなかった不安も語られました。

自分がその立場になった時、どうすればいいのか。

保護者、学校や地域、友達はどうすればいいのか。

このブックレットを保護者や支援者のみなさまにご活用いただいて、本人・家族が犯罪被害にあった子どものサポートの一助となれば幸いです。

犯罪の被害にあった子ども・きょうだいのための
サポートブックワーキンググループ一同

目 次

はじめに	P1
犯罪被害者の声から学ぶ	P2
実際に受けた支援の例	P3~4
犯罪被害にあった子どものサイン	P5
犯罪被害にあった子どもやきょうだいに起こる「心身の変化」	P6~7
二次被害で子どもの心が更にダメージを受けないために	P8
支援のサイクル	P9~10
もしも犯罪被害にあってしまったら	P11~16
支援機関の一覧	P17~18

犯罪被害者の声から学ぶ

きょうだいが犯罪被害にあったAさん



突然、校長室に呼び出されて、きょうだいが犯罪被害にあったと聞きました。事件の概要を書いた紙を渡されて、とてもつらい時間でした。その時、一番、つらかったのは「この後、どうなるのか」見通しがないことでした。いつ、親と合流できるのかもわからないまま、時間が流れました。

大丈夫か?と聞かれたら「大丈夫」と答えるしかありません。事件で憔悴しょうすいしている家族には、できるだけ笑顔を見せていました。でも、数年後に教室に入れなくなりました。その時、保健室の先生の「ここにいていいよ」の言葉に救われました。当時は、学校に自分の居場所があることがとても大切でした。

子どもが犯罪被害にあったBさん

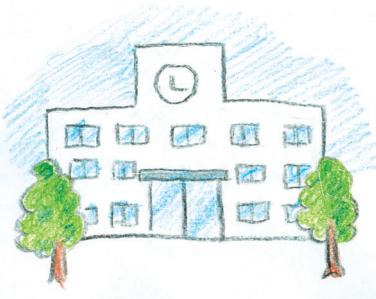


子どもが犯罪被害にあいました。自宅上空をヘリコプターが飛び、マスコミが詰めかけ、被害者なのに加害者のような生活でした。とにかく残された家族を守るために、全てをシャットダウンして家にこもる生活を続けました。

犯罪被害者は最初、支援を拒みます。何を信じていいのか、わからなくなるからです。でも熱心な支援を受けて、私もようやく生きてみようと思いました。長らく休んでいた学校に、子どもが「行きたい」と言ったので、ようやく行かせました。学校からカウンセリングのお話もありましたが、本人が「ふつうにしてほしい」と言ったので、その気持ちを尊重して学校に伝えています。

実際に受けた支援の例

犯罪被害にあうと生活は一変します。被害者は自分を責めて、抱え込みがちです。また、関係者や周囲の人も苦しみます。その苦しみを少しでも解消するために、ここでは、被害者やそのきょうだいが実際に受けた支援の例を紹介します。



●学校

- ・チーム学校として関係機関等と連携し、説明会を開くなど保護者に理解と協力を求めていただきました。
- ・被害児童やきょうだいの登校再開に向け、様々な不安の解消のために、取り組んでいただきました。



●スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー

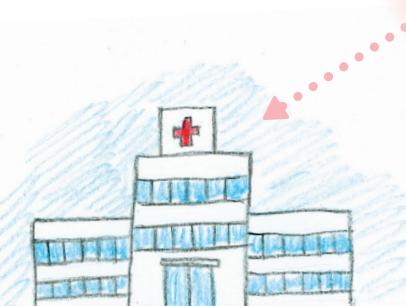
- ・人目につかない、声がもれない安心できる環境で話を聞いてくれました。
- ・「話したくなったら話してね」と、気持ちを共感的に受け止めてくれました。



●病院

- ・親や子ども、きょうだいのカウンセリングをしてくれました。
- ・被害者に適用される医療制度等（例：第三者行為の傷病届など）を教えてくれました。

※「第三者行為による傷病届」：第三者（加害者）において人に損害を与えた場合には、その治療費を負担する義務があり、被害者は加害者に対し損害賠償を請求する権利がありますが、被害者が第三者から受けたケガ、病気について健康保険を使い治療を受けた場合には、健康保険協会がその費用を第三者（加害者）に請求することができます。



●近所・親戚

- ・食事の心配をしてくれたり、一緒に悲しんだり、遊んだり、いつも誰かがそばにいってくれました。
- ・近所の方が静かに見守ってくれました。
- ・普通に挨拶をし、今まで通りのつきあいができました。
- ・気持ちをじっくりと聞いてくれました。

※親戚等もショックを受けて悲嘆に暮れて思うように接することができなかつたり、抱え込んでしまうことがあります。専門家の力も借りましょう。

●警察



- ・事件直後から、家族に寄り添ってくれました。
- ・何度も連絡をするなど、気遣ってくれました。

※指定被害者支援要員制度：警察において指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介や引継ぎなどをする制度です。

●被害者支援センター

- ・何をどうしたらいいかわからない時に様々な情報を教えてくれ、気持ちに寄り添ってくれました。
- ・何度も辛い話をしなくてすむように病院、裁判所など、不安だと思うところと一緒に出向いて説明してくれました。

●弁護士



- ・裁判に関する説明を事前にしてもらったので、裁判に出席し質問や心情を述べることができました。

※「被害者参加制度」犯罪被害者等とその依頼を受けた弁護人は、一定の重大な事件について被害者参加人として刑事訴訟の公判期日等に出席し、証人尋問、被告人質問及び論告をおこなうことができます。貧困のため被害者参加弁護士を選定できない被害者参加人に対しては、国選被害者参加弁護士制度も設けられており、法テラスが支援しています。

●行政



- ・お母さんが色々な手続きに行くと、担当の人がきて一度に対応してくれました。
- ※被害者は様々な手続きを行行政でしなければなりません。ワンストップの支援の重要性が指摘されています。
- ・家事を手伝う人を派遣してくれました。
- ※ホームヘルプといった日常生活の支援を行う仕組みや、見舞金の支給や公営住宅の入居への配慮を行っている自治体もあります。

●児童相談所

- ・親子一緒に話を聞いてもらい、必要なケアを受けることができました。
- ・一緒に身体を動かしたり、おもちゃで遊んだりしながら、子どもの気持ちをほぐしてくれました。

●精神保健福祉センター

- ・じっくり話を聞いたのち、様々な情報を教えてくれました。

●友達

- ・宿題をもってきてくれたり、休んでいてわからない勉強を教えてくれました。
- ・変わらず友達でいてくれました。



犯罪被害にあった子どものサイン

サインのない姿が、サインの時もあります

多くの子どもは犯罪被害を打ち明けません。言葉では「何か困っている?」と聞いても「別に(ない)」と答えてしまいがちです。そのため、保護者や支援者が大丈夫と判断して、子どもの話を聞くのを止めてしまう場合もあります。

犯罪被害にあった子どもやきょうだい、家族が犯罪被害にあった子どもから明確なサインが出るかどうかは、わかりません。しかし、子どもの様子をじっくり観察していると、見えてくる特徴があります。事件前後の様子を比較して状態を把握することが必要で、そのためには日常的に子どもの様子を見守る人の情報がとても大切です。

<犯罪被害を受けた子どもの気持ちの例>

- ① 被害にあった自分を責める
- ② 思い出すのも苦痛で、とても話ができない
- ③ 大人を心配させてはいけないと気づかう
- ④ 「このくらいしたいしたことではない」と思おうとしている（否認）
- ⑤ 加害者からの報復を恐れている
- ⑥ 「信じてもらえない」「話すと大変なことになる」と黙る
- ⑦ ほのめかしてみたが、気づいてもらえず失望する

<犯罪被害にあった子どものきょうだいの気持ちの例>

- ① 何が起こっているのかが、わからなく、身動きできない
- ② 詳しい説明を聞きたい反面、聞きたくないとも思う
- ③ 親がいなくなったらどうしようと、不安で親に対して必要以上に笑顔になる
- ④ 自分のことは我慢して、後回しにする
- ⑤ いつもと同じようにつとめて過ごそうとする
- ⑥ 「自分があの時もっと～していたら」など、自分を責める
- ⑦ 夜に布団をかぶって泣いてしまう
- ⑧ いつもの反発をやめて、いい子になってしまう
- ⑨ 一人で抱え込む

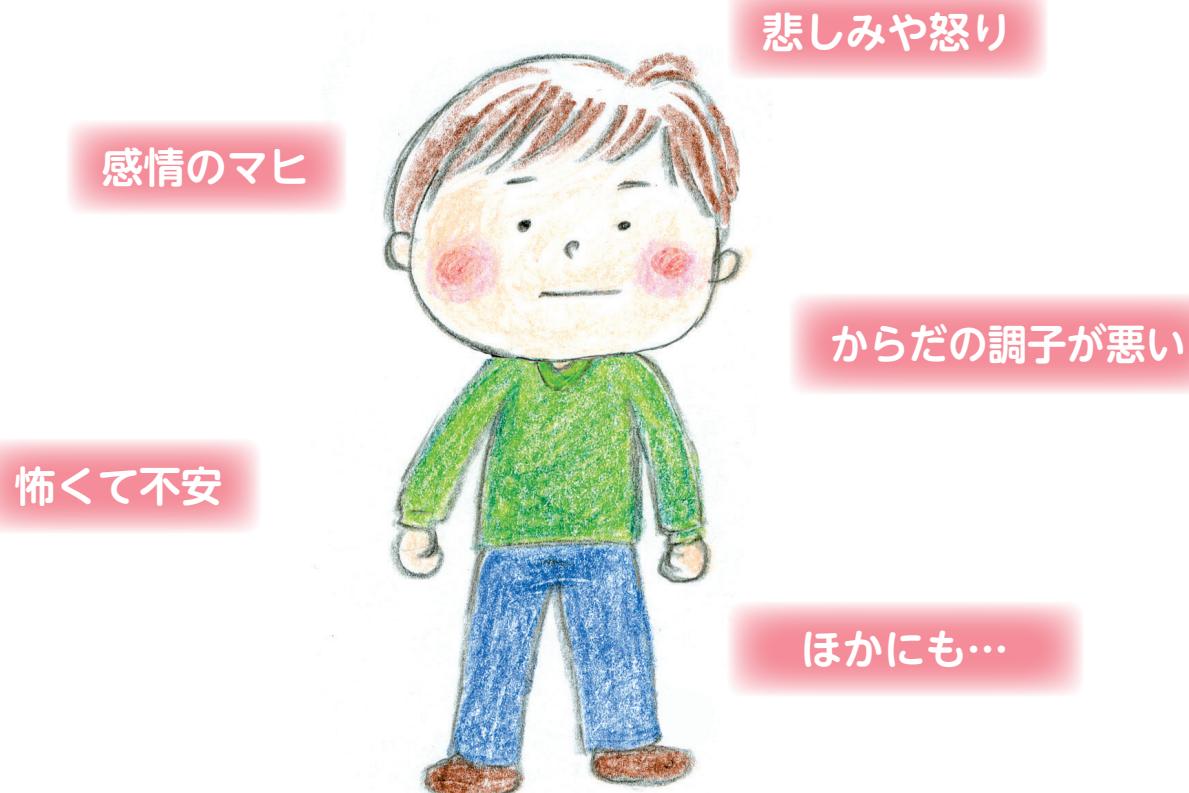


犯罪被害にあった子どもや きょうだいに起こる「心身の変化」

重大な事件に巻き込まれると、子どもたちの心と身体には様々な反応や症状が出ることがあります。例えば、悲しいはずなのに涙を流しません。赤ちゃんのようにベタベタします。授業には参加できないが、クラブ活動には参加するなどが起こります。事件を契機に成績が下がる子も多くいます。

アンバランスな子どもの様子は、一見、周囲には不思議な態度に見えますが、これらは、ショッキングな出来事を体験した時に出る自然な反応や症状です。この時、周囲が間違った対応をすると、子どもの心はダメージを受けて、更に深刻化、重篤化することがあります。子どもの「心身の変化」は自然な反応や症状として受けとめましょう。

<心と体におこること>



●感情のマヒ

- ・事実を受け入れられない
- ・辛い、悲しいという感情が沸いてこない
- ・涙が出ない
- ・重要な部分を思い出せない
- ・出来事に関連する思考、人、場所を避けようとする（回避）

7 ページにつづく

犯罪被害にあった子どもやきょうだいに起こる 「心身の変化」

●悲しみや怒り

- ・ひとりぼっちで孤立している感覚や疎遠感をもつ
- ・苦しい気持ちが続く
- ・過剰な警戒心をもつ
- ・いらだたしさと激しい怒りをだす
- ・悲観的になり、希望が持てない

●怖くて不安

- ・その時に引き戻されたような感覚（フラッシュバック）が起こる
- ・思い出したくないのに繰り返し思い出し苦しむ
- ・悪夢を見る
- ・灯りをつけないと眠れない
- ・恐怖、怒り、罪責感、恥などの気持ちが持続する
- ・些細なことで心臓がドキドキする
- ・赤ちゃん返りをして、幼い子のように甘える

●からだの調子が悪い

- ・発熱や腹痛が出る
- ・震える、固まる
- ・汗をかく、だるい、しんどい
- ・睡眠の問題が生じる（寝付けない・途中で目が覚める）
- ・食べ吐きをしてしまう、もしくは食べない

●ほかにも

- ・勉強や遊び、好きな事にも集中できない
- ・勉強やスポーツに熱中し、過剰に没頭する
- ・教室には入れないが、部活は参加できる
- ・家族との会話が減る、反抗する、良い子を演じる
- ・無謀な、または自己破壊的な行動をとる
- ・まるで何事もなかったように普通にふるまう
- ・急にはしゃぎだす

など



二次被害で子どもの心が更にダメージを受けないために

子どもが悲しみや苦しみの状態にあるとき、周囲の大人は応援したいと思います。しかし、善意の言葉が子どもの心に、更なるダメージ（二次被害）を与える時があります。

<二次被害の例>



安易に子どもの話を評価したり、決めつけたり、励ましたりするのではなく、子どもの話をよく聞き、寄り添う、一緒に遊ぶなど、自分に合ったサポートをしましょう。
必要以上に自分を責めている場合等は、「あなたは悪くない」と伝えてあげましょう。

<こんなふうに接しましょう>



心配だからいろいろと言いたくなるもの。
でも、今は良き聞き役になります。



そばにいてほしい。そんな時は、
ただ、ただ、一緒にいます。

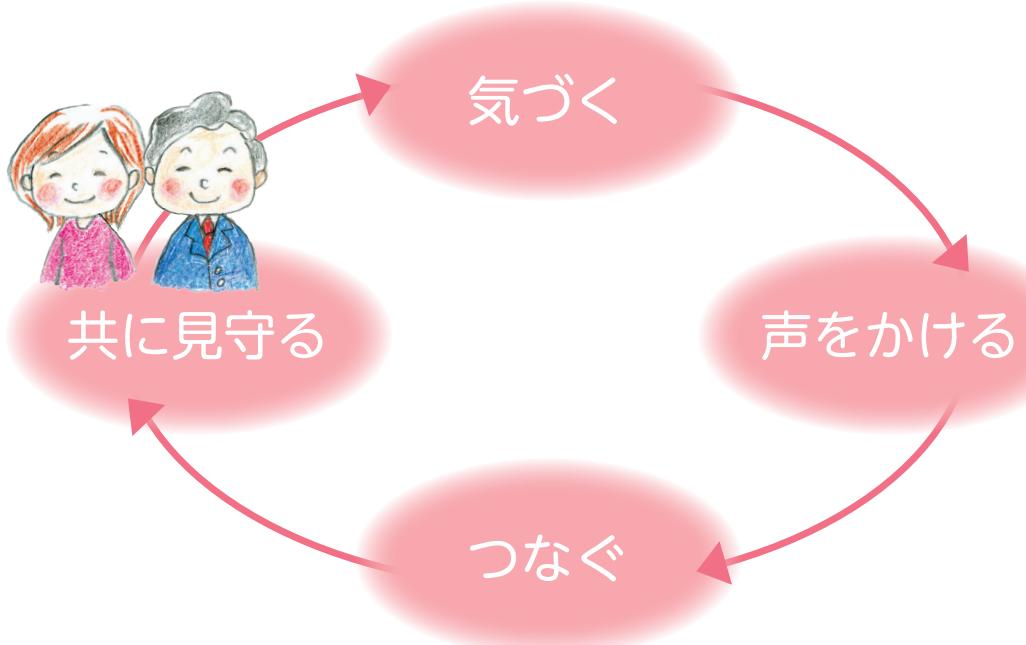


「あなたのことが大切」と思う気持ちを
言葉や態度で伝えましょう。



「今はいいません」を素直に受け入れましょう。
根気良く、サポートしましょう。

支援のサイクル



＜例えば＞

- 1 **気づく** 子どもの様子がいつもと違う。例（目の下にクマがあり眠れていな
いようだ）
- 2 **声をかける** 人に見えない・聞かれない安心して話せる場で、子どもの話を聞きます。
- 3 **つなぐ** 必要な時は、医療機関や関係機関、専門家などにつなぎます。
- 4 **共に見守る** 子どもの様子が安定してきたように見えた後も、見守ります。

＜まずは、周囲の大人が落ち着いていることが大切です＞

まわりの大人が落ち着いて子どもに接してあげると、子どもも落ち着きを取り戻してきます。しかし、大人が自分の気持ちを抑えつけていると、子どもはそれを真似てしまい、自分のつらい気持ちを表さなくなります。親も、「私は、今こんなふうに感じている」と、子どもにわかる言葉で説明して、いろんなことを感じても良いのだと教えてあげてください。

また、子どもから衝撃的な話を聞くと、親のほうが耐えられなくなることもあります。そのような場合は、親自身が誰か身近な人に話を聞いてもらうことが必要です。それでもつらい時には専門職（カウンセラーや医療機関）に助けを求めましょう。

話す？話さない？ 子どもが話そうとしている時は、しっかり聴いてあげましょう

子どもは何度も同じ話を繰り返すかもしれません、話することで頭の中が整理されるので、その度に聴いてあげてください。もちろん話したがらない子どももいますから、その時には無理に聞き出そうとせず、「話したくなつたらいつでも聞くからね」と伝えてあげてください。

正確な情報 情報は正確に伝え、うわさ話はやめましょう

事実を子どもにどう伝えるべきかは悩むところです。きちんとした説明がないと、うわさ話が広がり、いろいろな想像をさせ、かえって子どもを不安にさせてしまいます。悩むときは、学校からの「お知らせ」も参考にしてください。

体の手当 体の症状を訴えている時は、体への手当をしてあげましょう

体の症状の治療のために病院に連れていくことが大切です。苦痛を和らげるとともに、手当をしてもらうことで「守られている」という安心感を子どもに与えます。

ひとりぼっちにしない そばにいてあげましょう

小さい子のように甘えて一人になりたがらないときは、つきはなさないで、できるだけそばにいてあげてください。甘えることで心がいやされるので、そうしているうちに、たいていは徐々に落ち着いてきます。しばらくは、幼い子のつもりで接してみてください。

子どもをしからない 強がっていても不安でいっぱいです

まるで何事もなかったかのように普通にふるまつたり、逆にはしゃぐのを見て、驚かされることがあります。これは悲しみやショックを子どもの小さな体で受け止めることができずに、それを打ち消そうと必死で抵抗していることの表れです。本当は不安でいっぱいなのです。しかるのではなく、「悲しいね」などと気持ちを代弁してあげてください。

いい言葉が見つからないときは、手を握ったり、背中をさすったりするなど、やさしく接してあげましょう。

ふだんの生活 日常生活を保つことも大切です

予期せぬ出来事を体験すると目に映る世界がそれまでとは違って見えてきます。だから学校も家庭も可能な限り普段どおりの生活を送れるようにしてあげてください。食事、睡眠、勉強、遊びといった、いつもしていることを続けてください。これは悲しみやショックを無視するということではありません。悲しみを中心としながらも、日常生活を保つことで回復していく力を低下させないためです。もちろんあまりにショックが強くて日常生活を保つことができないこともありますので、その場合には専門職（カウンセラーや医療機関）に相談してください。

※全国精神保健福祉センター長会「心だってケガをすることがあります」より引用

もしも犯罪被害にあつてしまつたら

犯罪被害にあつた子ども／家族が犯罪被害にあつた子ども／
きょうだいのみなさんへ



私たちが、今、あなたに一番、伝えたいのは「あなたは悪くありません」という言葉です。とてもショックなことが起こり、あなたの心は深く傷ついています。だから、悲しみや怒り、不安を感じるのは、あたりまえです。話したいことがあつたら、信頼できる人に話しましょう。お父さんやお母さん（家族）も、今、とても大変な状況だと思います。でも忘れないでください。親にとっては、どの子も等しく大切な人なのです。誰か、話せそうな人にあなたの想いを話してみましょう。

相談先

学校の先生やスクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー、病院のお医者さんなど

子どものあなたが相談できる電話番号

24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）……………0120-0-78310

チャイルドライン（月～土 16:00～21:00）……………0120-99-7777

子どもの人権110番（法務省）（平日 8:30～17:15）…0120-007-110

子ども110番（熊本県）（平日 9:00～16:00）……………096-382-1110

肥後っ子テレホン（平日 8:30-17:15）……………0120-02-4976

<犯罪被害にあった子どものお父さん、お母さんへ>



突然の犯罪被害に深い悲しみやショック、不安や混乱、自責の念を抱えておられると思います。まずは、ご自身の心のケアをすることが、被害にあった子どもやきょうだいのケアにつながります。周囲のサポートを受けながら、今、できることをやりましょう。

例えば、子どもにいつも通りの声かけをしたり、普段の楽しみを続けさせてあげてください。予測不能な悪い事件が起った時には、子どもは「自分が悪いことをしたからだ」と考えがちです。しかし、「あなたのせいではない」と、しっかりと伝え、子どもを安心させてください。子どもが自分を責める言い方をした時には「あなたは悪くない」と伝えます。子どもが理解できる言葉で、事実を話してあげましょう。怒りの気持ちを見せるときは批判せず、怒りは正常で自然な反応だと認め、適切な怒りの表現方法と一緒に考えてみましょう。

ただ、大切な人を失った時に、子どもが必要とするすべてを親が「自分だけで」満たそうとする必要はありません。支援してくれるところがあります。信頼できる人を頼りましょう。

深い混乱のために、被害にあった子どもやきょうだいの気持ちに気づいてあげられなかつた時は、素直に「あなたを、もちろん大事に思っているよ。混乱してしまってごめんなさい。」と気持ちを伝えましょう。時間が経っていても、遅くありません。

相談先

学校の先生やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
病院のお医者さん(小児科、精神科、心療内科)など

くまもと被害者支援センター 096-386-1033

県警被害者支援室 096-381-0110
(内 2193～2195)

熊本県内の犯罪被害者等支援総合対応窓口 (巻末にあります)

精神保健福祉センター 096-386-1166

教育委員会

児童相談所 (巻末にあります)

ファミリーサポートセンター

<親戚や近隣、友人のみなさまへ>



身近な人が犯罪に巻き込まれてしまい、驚かれたと思います。犯罪は、被害者だけではなく、周囲の人も深い悲しみで包みます。犯罪が起こると、被害家族は大きな波に巻き込まれてしまいます。警察やマスコミが押し寄せるなど、いつもとは違う光景に、不安が募り、特に事件直後は、迷惑だと感じられる状態があるかも知れません。被害家族は深い悲しみの渦中にあり、十分に対応できることをご理解ください。

また、被害家族は、これまで普通にできていた家事や育児ができなくなることがあります。日頃から親しい関係の方からの生活の具体的支援は助かります。例えば、食事を作る、買い物へ行く、ペットの散歩をするなど生活全般が不安定になりますから、そうしたサポートは助かるかもしれません。また、事件前と同じように接することやそっと見守るのも大切なサポートです。被害家族が支援を拒否した時は、今はそういう時期なのだと受け止めてください。そんな心情を理解し、なるべく、事件前と同じように接するようにしましょう。また、適切な相談支援機関などの情報を提供してみてください。

相談先

学校の先生やスクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー、病院のお医者さんなど

熊本県内の犯罪被害者等支援総合的対応窓口（巻末にあります）

民生・児童委員

社会福祉協議会

<http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/>

<同級生の保護者のみなさまへ>



不幸にも、身近で犯罪被害や身近な方が亡くなる事件が起こると、周囲も、大変動搖します。子ども同士が友達で、家族ぐるみの付き合いがある、ご近所で子どもが小さいころからよく往来があり気心も知れているなど、被害家族と親しい関係にある同級生や家族は、同じように心に傷を負うことがあります。

子どもが「いつもと異なる様子」を表す場合もありますが、数週間ほどでおさまることも多くあります。よく様子を見て、しっかり関わってあげてください。

被害家族の了解を得て、子どもに、被害児本人や保護者の現状（心情）について話します。むやみにうわさ話が独り歩きしないよう周囲の方に理解を求めましょう。

子どもには、事件前と変わらず友達でいることが本人への支えになると話しましょう。心配な時は、担任の先生や養護教諭等に相談しましょう。興味本位の声かけやうわさ話などから、さりげなく守りましょう。寄り添い、見守り続けていきましょう。

相談先

学校の先生、学校のスクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー
教育委員会、病院のお医者さんなど

<学校や関係機関のみなさまへ>



子どもが犯罪被害にあうと学校は深い悲しみに包まれる一方で、迅速な対応を求められます。「チーム学校」として、子どもの心のケアに努め、この難局を乗り切りましょう。

「学校の危機対応と心のケアの手引き」には、教職員や教育委員会がこころのケアチームやスクールカウンセラーなどの協力を得て、学校危機に対応するための手法が示されていますので、参考にしてください。また、校内事案に備え、現場での誘導避難、応急処置、救急搬送、保護者の問合せや、来校者への対応、子どもの保護者への引き継ぎ、警察との連携、報道への対応などを事前に話し合い訓練しておきましょう。

災害、事故、事件、学校危機等の時の学校における危機対応の
詳細な手引きは下記からダウンロードができます。
(全国精神保健福祉センター長会)

<http://www.zmhwc.jp/>

「学校の危機対応と心のケアの手引き」全国精神保健福祉センター長会

<http://www.zmhwc.jp/>

「学校危機管理マニュアル」文部科学省

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/seikatsu01.pdf>

「学校における子供の心のケアーサインを見逃さないためにー」文部科学省

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1347830.htm

「児童生徒が生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けるための教育」(平成27年8月 熊本県教育委員会)

子どもの自殺が起きたときの「緊急対応の手引き」(平成22年3月 文部科学省)

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1304244_01.pdf

学校の先生の対応のヒント

被害児・きょうだいの話を聞く時

- ①話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止めます。

安心できる場所※を確保します。「話をしても大丈夫?」と確認してから話します。

※物理的・・・人に声がもれない、人から見られない場所、あたたかい場所

心理的・・・おだやかな表情・声で、隣に座って話す

- ②話がうまく出来ない時は、今、一番困っていること、心配なことは何かを聞きます。

- ③どうしたい?どうなつたらいいと思う?と聞きます。

※話すことが苦痛そうな時は、無理に話そう、聞こうとせず、子どもの状況を整理しつつ、ニーズを的確に把握します。

子どもが登校できない時

- ①担任が保護者と連絡を取り合い、子どもが登校できるようになるまでは、ノートやプリントを持参し家庭訪問します。その際は子どもと顔を合わせて話をするよう心掛けます。

子どもが登校できている時

- ①校内では、教職員間で情報を共有するとともに、部活の顧問や養護教諭・生徒指導等とも気づいたことを連絡し合うことを確認します。

- ②本人、保護者とスクールカウンセラーの派遣について事前に検討を行います。

- ③様子を見て心配なことがあれば専門機関に助言をもらいましょう。

※支援者も心が疲弊することがあります。一人で抱え込むのではなく、チームで対応し、お互いにケアしましょう。

他の児童、生徒への対応時

- ①クラスメイトには、本人、保護者の了解を得て、事件の概要を伝え、「心配だと思うけど、本人が登校したら、今までどおり友達として接しましょう」と伝えます。

関係機関との連携時

事件直後から、関係機関との連携が欠かせません。また、中長期にわたって息の長い支援が求められます。時間の経過や転居等による支援の途切れが起こらないよう意識して、連携しましょう。

※被害者やそのきょうだいは、レッテルを貼られたくない、事件を忘れない等の思いから、他機関に話をしてほしくないと思っている場合があります。しかし、問題が起こってから対応するのではタイミングを逃します。本人・家族の同意を得た上で、必要なときは、早い段階で関係機関や転校先の協力を仰いで、心のケアやサポートへつなげます。

<連携先に伝えていきたい基本的な事項>

1 犯罪被害にあった当事者やそのきょうだい、また犯罪で親を亡くした子どもであるということ

2 事件の概要

3 今まで学校やスクールカウンセラー等で受けていた支援内容

4 学校と保護者と共有している情報 **例) 他の機関とつながっていることなど (医療機関など)**

他の都道府県への転居の場合は、民間支援者団体（公益社団法人くまもと被害者支援センター、ゆあさいどくまもと）から、つないでもらうことも可能です。

※必ず、本人や家族の意向を確認してから、民間団体に連絡しましょう。

支援機関の一覧

子どもの相談全般

○兒童相談所

- | | | | |
|----------------|--------------|-----|-------------|
| 熊本県中央児童相談所 | 096-381-4451 | 平日 | 8:30～17:15 |
| 熊本県八代児童相談所 | 0965-33-3247 | | 同上 |
| 熊本市児童相談所 | 096-366-8181 | | 同上 |
| 子ども110番 | 096-382-1110 | 平日 | 9:00～16:00 |
| ○熊本県教育相談センター | 0968-44-6655 | 平日 | 9:00～17:00 |
| ○肥後っ子サポートセンター | 096-384-4976 | 平日 | 8:30～17:15 |
| ○チャイルドライン | 0120-99-7777 | 月～土 | 16:00～21:00 |
| ○子どもの人権110番 | 0120-007-110 | 平日 | 8:30～17:15 |
| ○24時間子供SOSダイヤル | 0120-0-78310 | | |

○各自治体の児童福補課・子ども家庭福補課

○学校や各地域の教育事務所等のスクールソーシャルワーカー

(各学校に必ずいるわけではありませんので、学校にご相談ください。)

○各地域の教育事務所等の学校支援アドバイザー

○子どもに関する相談窓口一覧

<http://www.parea.pref.kumamoto.jp/manabi/soudan.pdf>



精神的な事柄への相談

- 熊本県精神保健福祉センター 096-386-1166 平日 9:00 ~ 16:00
 - くまもと被害者支援センター 096-386-1033 平日 10:00 ~ 16:00
 - ゆあさいどくまもと (性暴力被害者のためのサポートセンター)
..... 096-386-5555 (24 時間ホットライン)

E-mail support@yourside-kumamoto.jp

- 学校のスクールカウンセラー**（各学校に必ずいるわけではありませんので、学校にご相談ください。）
 - 犯罪被害者団体等紹介サイト**（警察庁犯罪被害者等施策ホームページをご覧ください）
<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/soudan/dantai/dantai.html>

支援機関・団体

- 熊本県弁護士会犯罪支援ホットライン … 096-9568-1157 …… 平日 9:00～17:00
 - 被害者支援の相談窓口 主な支援機関・団体（警察庁犯罪被害者等施策ホームページをご覧ください）
<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/soudan/kikan/kikan.html>
 - 犯罪被害者等のための相談窓口のご案内（熊本県作成）
http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_13.html

熊本県内の犯罪被害者等支援総合的対応窓口

市町村名	担当窓口	電話番号	市町村名	担当窓口	電話番号
熊本市	生活安全課	096-328-2397	中央区	総務企画課	096-328-2610
東区	総務企画課	096-367-9121	西区	総務企画課	096-329-1142
南区	総務企画課	096-357-4112	北区	総務企画課	096-272-1110
八代市	市民活動政策課	0965-33-4482	人吉市	市民課	0966-22-2111
荒尾市	くらしいきいき課	0968-63-1395	水俣市	市民課	0966-61-1656
玉名市	防災安全課	0968-75-1130	天草市	まちづくり支援課	0969-32-6661
山鹿市	人権啓発課	0968-43-1199	菊池市	防災交通課	0968-25-7203
宇土市	総務課	0964-22-1111	上天草市	危機管理情報課	0964-56-1111
宇城市	危機管理課	0964-32-1766	阿蘇市	福祉課	0967-22-3167
合志市	交通防災課	096-248-1555	美里町	総務課	0964-46-2111
玉東町	総務課	0968-85-3111	和水町	総務課	0968-86-5720
南関町	福祉課	0968-57-8503	長洲町	総務課	0968-78-3104
大津町	総務課	096-293-3111	菊陽町	総務課	096-232-2111
南小国町	総務課	0967-42-1111	小国町	総務課	0967-46-2111
産山村	総務課	0967-25-2211	高森町	総務課	0967-62-1111
南阿蘇村	総務課	0967-67-1111	西原村	総務課	096-279-3111
御船町	総務課	096-282-1111	嘉島町	総務課	096-237-1112
益城町	危機管理課	096-286-3210	甲佐町	くらし安全推進室	096-234-1167
山都町	総務課	0967-72-1111	氷川町	総務課生活安全推進室	0965-52-7111
芦北町	総務課	0966-82-2511	津奈木町	総務課	0966-78-3111
錦町	総務課	0966-38-1111	あさぎり町	総務課	0966-45-1111
多良木町	総務課	0966-42-6111	湯前町	総務課	0966-43-4111
水上村	総務課	0966-44-0311	相良村	総務課	0966-35-0211
五木村	保健福祉課	0966-37-2214	山江村	総務課	0966-23-3111
球磨村	住民福祉課	0966-32-1112	苓北町	総務課	0969-35-1111

<作成> 熊本県・警察庁

<協力> 熊本県(県警本部、教育委員会、子ども家庭福祉課、児童相談所、精神保健福祉センター)

くまもと被害者支援センター、熊本県臨床心理士会、熊本県社会福祉士会
仁木啓介(精神科医 ニキハーティホスピタル)

犯罪被害者御遺族

スーパーバイザー 大岡由佳(武庫川女子大学)

ファシリテーター ちよんせいこ(株式会社ひとまち)





熊本県くらしの安全推進課
警察庁



©2010 熊本県くまモン